

【記載例2】（国外転出）

平成27年8月20日に国外転出をすることとなった方が、納税管理人の届出をしないで、国外転出の時までに準確定申告をする場合（国外転出の時までに対象資産の譲渡等がある場合）

- 1 国外転出の時（平成27年8月20日）に所有等している対象資産
上場株式（銘柄等：A不動産）
 - ・「国外転出の予定日から起算して3か月前の日の価額」 120,000,000円
 - ・「取得費」 100,000,000円
- 2 平成27年中において、国外転出の時までに譲渡等した対象資産
 - (1) 上場株式（売渡日：平成27年2月18日）
 - ・「収入金額」 1,400,000円
 - ・「必要経費」 1,014,000円
 - ・「差引金額」 386,000円
 - (2) 未公開株式（売渡日：平成27年4月24日）
 - ・「収入金額」 350,000円
 - ・「必要経費」 200,000円
 - ・「差引金額」 150,000円
- 3 給与収入
 - ・「収入金額」 17,450,000円
 - ・「所得金額」 15,000,000円

《記載手順》

国外
転出
の
時
ま
で
に
提
出

「国外転出等の時に譲渡又は決済があったものとみなされる対象資産の明細書（兼納税猶予の特例の適用を受ける場合の対象資産の明細書）《確定申告書付表》」を作成します。（2～3ページ参照）



「株式等に係る譲渡所得等の金額の計算明細書」を作成します。（4ページ参照）



「申告書B第一表」、「申告書B第二表」、「申告書第三表」を作成します。（5ページ参照）

※ 申告書B第一表及び第二表の記載方法は、平成27年分の手引きが公開されるまでは「平成26年分所得税及び復興特別所得税の確定申告の手引き 確定申告書B用」を参考にしてください。

※ この記載例は、実例に基づかない任意の金額又は簡単な設例に基づいて作成しています。記載方法がご不明な場合は、最寄りの税務署におたずねください。

国外転出等の時に譲渡又は決済があったものとみなされる対象資産の明細書（兼納税猶予の特例の適用を受ける場合の対象資産の明細書）《確定申告書付表》

【平成 27 年分】

番号

住所	○市××町△△1-2-3		フリガナ氏名	コクゼイ イチロウ 国税 一郎
電話番号(連絡先)	○○○-△△△-××××	職業	会社員	関与税理士名(電話)

1 国外転出等の日及び国外転出等の日前10年以内における国内在住期間

区分	納税猶予の適用の有無	国外転出等の日（又は国外転出の予定日）		国外転出等の日前10年以内における国内在住期間
<input checked="" type="checkbox"/> 国外転出の場合 (所法60条の2)	<input type="checkbox"/> 有	<input type="checkbox"/> 国外転出の日	平成 年 月 日	・平成17年 8 月 20 日 ～平成27年 8 月 19 日
	<input checked="" type="checkbox"/> 無	<input checked="" type="checkbox"/> 国外転出の予定日 (国外転出の予定日から起算して3月前の日)	平成27年 8 月 20 日 (平成27年 5 月 20 日)	
<input type="checkbox"/> 贈与、相続又は遺贈の場合 (所法60条の3)	<input type="checkbox"/> 有	<input type="checkbox"/> 贈与の日	平成 年 月 日	・平成 年 月 日 ～平成 年 月 日
	<input type="checkbox"/> 無	<input type="checkbox"/> 相続開始の日	平成 年 月 日	

2 譲渡又は決済があったものとみなされる対象資産の移転を受けた受贈者又は相続人等の氏名及び住所（又は居所）

区分	氏名	住所（又は居所）
<input type="checkbox"/> 受贈者		
<input type="checkbox"/> 相続人・受遺者		
<input type="checkbox"/> 受贈者		
<input type="checkbox"/> 相続人・受遺者		

3 譲渡又は決済があったものとみなされる対象資産の収入金額等

所得区分		① 収入金額 (差金等決済に係る利益又は損失の額)	② 取得費	差引金額 (①-②)	
総合課税	事業所得 (営業等)	円	円	円	
	雑所得 (その他)				
	総合譲渡	短期			
		長期			
分離課税	株式等の譲渡 (未公開分)	120,000,000	100,000,000	20,000,000	
	先物取引				

(注) 所得税法第60条の2第1項から第3項まで又は第60条の3第1項から第3項までの規定により譲渡又は決済があったものとみなされる「3」及び「4」の金額をそれ以外の所得と合算して所得税及び復興特別所得税の計算を行います。
 なお、所得税法第137条の2第1項又は第137条の3第1項若しくは第2項に規定する納税猶予の特例の適用を受ける場合は、「3」の金額が納税猶予の特例の対象となります。

4 確定申告期限までに移転等した対象資産の収入金額等

所得区分		① 収入金額 (差金等決済に係る利益又は損失の額)	② 取得費	差引金額 (①-②)	
総合課税	事業所得 (営業等)	円	円	円	
	雑所得 (その他)				
	総合譲渡	短期			
		長期			
分離課税	株式等の譲渡 (未公開分)				
	先物取引				

(注) 所得税法第137条の2第1項又は第137条の3第1項若しくは第2項に規定する納税猶予の特例の適用を受ける場合は、「4」の金額は納税猶予の特例の対象となりません。

【平成二十七年七月一日以後国外転出・贈与・相続開始用】

【国外転出時課税（所法 60 条の 2）用】

5 国外転出の時に有している又は契約を締結している対象資産の明細（「6」及び「7」以外のもの）

					氏名	国税 一郎		
種 類	銘柄等	数 量	所 在	価額等 (収入金額)	取得費	取得等年月日	所得区分	
株式	A不動産	5,000株	甲証券 本店	120,000,000 円	100,000,000 円	22・1・12	総合 (専・借・譲(長・短)) 分離 (株式・先物)	
						・ ・	総合 (専・借・譲(長・短)) 分離 (株式・先物)	
						・ ・	総合 (専・借・譲(長・短)) 分離 (株式・先物)	
						・ ・	総合 (専・借・譲(長・短)) 分離 (株式・先物)	
						・ ・	総合 (専・借・譲(長・短)) 分離 (株式・先物)	
						・ ・	総合 (専・借・譲(長・短)) 分離 (株式・先物)	
						・ ・	総合 (専・借・譲(長・短)) 分離 (株式・先物)	
						・ ・	総合 (専・借・譲(長・短)) 分離 (株式・先物)	
						・ ・	総合 (専・借・譲(長・短)) 分離 (株式・先物)	
						・ ・	総合 (専・借・譲(長・短)) 分離 (株式・先物)	
						・ ・	総合 (専・借・譲(長・短)) 分離 (株式・先物)	
						・ ・	総合 (専・借・譲(長・短)) 分離 (株式・先物)	
						・ ・	総合 (専・借・譲(長・短)) 分離 (株式・先物)	
						・ ・	総合 (専・借・譲(長・短)) 分離 (株式・先物)	
						・ ・	総合 (専・借・譲(長・短)) 分離 (株式・先物)	
						・ ・	総合 (専・借・譲(長・短)) 分離 (株式・先物)	
						・ ・	総合 (専・借・譲(長・短)) 分離 (株式・先物)	
						・ ・	総合 (専・借・譲(長・短)) 分離 (株式・先物)	
						・ ・	総合 (専・借・譲(長・短)) 分離 (株式・先物)	
計				120,000,000 ②				

(注) 課税方法（総合・分離）及び所得区分に応じた「価額等（収入金額）」欄の金額の合計額及び「取得費」欄の金額の合計額を「3」に記載します。なお、上記の対象資産が、所得税法第137条の2第1項の規定の適用を受ける場合の適用資産となります。

《1億円の判定》

国外転出の時に有している又は契約を締結している対象資産の価額等の合計額 (「5の㊦」+「6の㊦」+「7の㊦」)	120,000,000 ②	※ ②≥1億円で、かつ、国外転出の日前10年以内における国内在住期間が5年超の場合、「国外転出をする場合の譲渡所得等の特例（所法60条の2）」の適用があります。
--	---------------	--

【平成 27 年分】

株式等に係る譲渡所得等の金額の計算明細書

番 号

この明細書は、株式等の譲渡による譲渡所得等の金額の計算用として使用するものです。「株式等の譲渡所得等の申告のしかた（記載例）」（国税庁ホームページ【www.nta.go.jp】からダウンロードできます。税務署にも用意してあります。）を参考に、取引報告書などに基づいて記載してください。
 なお、国税庁ホームページの「確定申告書等作成コーナー」の画面の案内に従って収入金額などの必要項目を入力することにより、この明細書や確定申告書などを作成することができます。

住 所 (前住所)	〇市×町△△1-2-3	フリガナ 氏 名	コクゼイ イチロウ 国税 一郎
電話番号 (連絡先)	〇〇〇-△△△-××××	職業	会社員
		関与税理士名 (電 話)	()

※ 譲渡した年の1月1日以後に転居された方は、前住所も記載してください。

1 所得金額の計算

			未公開分	上 場 分
収 入 金 額	譲渡による収入金額 ①		120,350,000 円	1,400,000 円
	その他の収入 ②			
	小 計 (①+②) ③	申告書第三表⑦へ	120,350,000	1,400,000
必要経費又は譲渡に要した費用等	取得費（取得価額） ④		100,200,000	1,000,000
	譲渡のための委託手数料 ⑤			14,000
		⑥		
	小計 (④から⑥までの計) ⑦		100,200,000	1,014,000
特定管理株式等のみなし譲渡損失の金額 (※1) (△を付けなくて書いてください。)	⑧			
差引金額 (③-⑦-⑧) ⑨		20,150,000	386,000	
特定投資株式の取得に要した金額の控除 (※2) (⑨欄が赤字の場合は0と書いてください。)	⑩			
所得金額 (⑨-⑩) (赤字の場合は△を付けて書いてください。)	⑪	申告書第三表⑥④へ	20,150,000	386,000
本年分で差し引く株式等に係る繰越損失の金額 (※3)	⑫	申告書第三表⑧⑦へ		申告書第三表⑧⑦へ
繰越控除後の所得金額 (※4) (⑪-⑫)	⑬	申告書第三表⑧③へ	20,150,000	386,000

(注) 上場株式等を相手取引により譲渡した場合には「未公開分」に記載します。

「上場分」の⑨欄が赤字の場合で、譲渡損失の損益通算及び繰越控除の特例の適用を受ける方は、「所得税及び復興特別所得税の確定申告書付表」

【記載例2】では、国外転出の時までに株式等の譲渡がありますので、「未公開分」欄には、国外転出の時までに譲渡した未公開株式の収入金額等（1 ページ事例説明 2 (2) 参照）と、2 ページの「国外転出の時に譲渡又は決済があったものとみなされる対象資産の明細書」の「3 譲渡又は決済があったものとみなされる対象資産の収入金額等」の「分離課税・株式等の譲渡（未公開分）」の収入金額等を合計した金額を記載し（注）、「上場分」欄には、国外転出の時までに譲渡した上場株式の収入金額等（1 ページ事例説明 2 (1) 参照）を記載することとなります。

(注) 国外転出時課税の対象資産が上場株式等であっても、「未公開分」欄に記載します。

平成 27 年分の所得税及び復興特別所得税の準確定申告書 (分離課税用)

F A 0 0 3 4

第三表

住所 所
屋 号
フリ氏 ガナ名

〇市××町△△1-2-3

コクゼイ イチロウ
国税 一郎

番号 一連番号

この表は、「分離課税の所得」、「山林所得」又は「退職所得」がある場合に、その所得金額や所得税額を計算するために使用するものです。

特別適用条文	法			条		項		号
	所法	措法	廢法	条の	の	項	号	
	(記入欄)	(記入欄)	(記入欄)	(記入欄)	(記入欄)	(記入欄)	(記入欄)	(記入欄)

(単位は円)

収入金額	課税	分譲	短期譲渡		一般分									
			軽減分	④										
			長期譲渡	一般分	⑤									
				特定分	⑥									
			株式等の譲渡	軽減課分	⑦									
				未公開分	⑧	1	2	0	3	5	0	0	0	0
				上場分	⑨	1	4	0	0	0	0	0	0	0
			上場株式等の配当		⑩									
			先物取引		⑪									
			山林		⑫									
退職		⑬												
所得金額	課税	分譲	短期譲渡		一般分	⑭								
			軽減分	⑮										
			長期譲渡	一般分	⑯									
				特定分	⑰									
			株式等の譲渡	軽減課分	⑱									
				未公開分	⑲	2	0	1	5	0	0	0	0	
				上場分	⑳	3	8	6	0	0	0	0	0	
			上場株式等の配当		㉑									
			先物取引		㉒									
			山林		㉓									
退職		㉔												
税金の計算	課税される所得金額	総合課税の合計額 (申告書B第一表の㉕)	⑲	1	5	0	0	0	0	0	0			
		所得から差し引かれる金額 (申告書B第一表の㉖)	㉖	2	0	0	0	0	0	0	0			
		㉗ 対応分	㉗	1	3	0	0	0	0	0	0			
		㉘⑲ 対応分	㉘											
		㉙⑲⑳ 対応分	㉙											
		㉚⑲㉑ 対応分	㉚	2	0	5	3	6	0	0	0			
		㉛ 対応分	㉛											
		㉜ 対応分	㉜											

税金の計算	その他	㉞ 対応分	㉞	2	7	5	4	0	0	0	
		㉟ 対応分	㉟								
		㊱ 対応分	㊱								
		㊲ 対応分	㊲	3	0	8	0	4	0	0	0
		㊳ 対応分	㊳								
		㊴ 対応分	㊴								
		㊵ 対応分	㊵								
		㊶ 対応分	㊶								
		㊷ 対応分	㊷								
		㊸から㊹までの合計 (申告書B第一表の㊸に転記)		㊸	5	8	3	4	4	0	0
株式等配当先物取引	本年分の㊹から差し引く繰越損失額 (翌年以後に繰り越される損失の金額)	㊹									
	本年分の㊺から差し引く繰越損失額	㊺									
	本年分の㊻から差し引く繰越損失額	㊻									
	本年分の㊼から差し引く繰越損失額	㊼									
	本年分の㊽から差し引く繰越損失額	㊽									

○ 分離課税の短期・長期譲渡所得に関する事項

区分	所得の生ずる場所	必要経費	差引金額 (収入金額 - 必要経費)	特別控除額
		円	円	円
合 計			㉞	

○ 分離課税の上場株式等の配当所得に関する事項

種目・所得の生ずる場所	収入金額	負債の利子	差引金額
	円	円	円

申告書B第一表及び第二表の記載方法は、平成27年分の手引きが公開されるまでは「平成26年分所得税及び復興特別所得税の確定申告の手引き 確定申告書B用」を参考にしてください。

(平成二十五年分以降降用) ○第三表は、申告書Bの第一表・第二表と一緒に提出してください。